

セーフティ通信

H30. 10. 3
 (公社)北海道トラック協会
 TEL (011) 511-9784
 FAX (011) 521-5810

～一時停止は2度停止！車間距離は4秒間！～

ホームページ <http://www.hta.or.jp/>

重量オーバーは禁止！

☆車両制限令違反者に対する、大口・多頻度割引停止措置等について☆

高速道路6会社は、平成28年から車両制限令違反情報を共有し、割引停止措置等に反映しております。重量超過等の違反が後を絶たず、**道路を著しく劣化**させる要因となっていることを踏まえ、**道路構造物の保全**、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、**違反車両に対する徹底した取り締まり**を実施しております。(警察・開発局・運輸局等と合同取締り)

また、平成29年4月1日からは、高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直しております。(詳細は、北ト協ホームページ参照願います。)

今後も引き続き、**警察・開発局・運輸局・高速道路(株)等の合同取締り**を実施致します。

平成30年12月から順次ICに自動軸重計測装置を設置し運用を開始(警告書発出等)します。

【見直し概要】 ～(詳細は、北ト協ホームページ参照願います。)

○ 割引停止措置等の見直し

- ・ 違反点数等の見直し～悪質な違反者(重量が基準の2倍以上)に対する即時告発
- ・ 措置命令等の発出基準に応じた違反点数区分の見直し

○ 累積期間等の見直し

- ・ 違反点数の累積期間を3ヶ月(現行)から2年間(平成29年4月1日～)に拡大
- ・ 違反点数の累積見直し

○ 違反項目の見直し

- ・ 軸重超過に対する措置命令等の発出基準に応じた違反点数の設定
 軸重超過に関して、指導警告・措置命令B又はCに点数はなかったものが、平成29年4月1日以降は、指導警告が3点、措置命令B又はCが15点となっております。

【用語の定義】

- **指導警告**～車両制限令違反車両のうち、措置命令の発出基準に至らない違反に対する指導
- **措置命令A**～法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所から流出させる行政処分
- **措置命令B**～法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値(通行許可を受けている場合はその可値)以下になるよう、積荷貨物の分割等により軽減させる行政処分
- **措置命令C**～法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、必要な通行許可を受けるまでの間、当該車両をその場に留め置く行政処分

【措置命令】……………道路法第47条の4第1項に基づく行政処分。

道路法第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める**最高限度(車両制限令第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。)**を超える車両の通行に関し、法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者等に対して行う。

違反点数区分等詳細については、北ト協HPを参照願います。